

## 特例制度のポイント

- 審査結果**：申請の結果は日本年金機構から郵送でお知らせします。申請の時期によっては、国民年金保険料の納付案内書が行き違いで届くことがありますので、ご了承ください。
- 申請期間及び承認期間**：**申請は年度ごとに必要**となり、今年度の申請期間及び承認周期は平成25年4月（または20歳の誕生日）から平成26年3月までとなります。
- 継続申請**：前年度に学生納付特例が承認され、今年度も引き続き同一の学校に在学期間がある方（※1）には日本年金機構からハガキ形式の申請書が送付されます（※2）。この場合は申請書に必要事項を記入していただき、返送していただくだけで申請が行えます。

（※1）在学する学校等が変わった方については、ハガキ形式の申請書では申請を行えませんので改めて窓口にて申請する必要があります。

（※2）前年度に申請された時期によっては、ハガキ形式の申請書が送付されない場合がございますのでこの場合も改めて窓口にて申請をしてください。

## 学生納付特例期間の年金

「納付」と「学生納付特例」と「未納」はこのように違います。

		納 付	学生納付特例	未 納
障害基礎年金 遺族基礎年金 (受給資格期間)		○ 入ります	○ 入ります	× 入りません
老 齢 基 礎 年 金	受 給 資格期間	○ 入ります	○ 入ります	× 入りません
	年金額に 計 算	○ されます	× されません	× されません

- 障害基礎年金及び遺族基礎年金を受給するためには一定の受給要件があります。
- 学生納付特例を受けた期間は、将来受ける年金の受給資格期間に算入されますが、年金額には反映されません。
- 学生納付特例が承認された期間の保険料は、10年以内（例えば平成25年4月分は平成35年4月分まで）であれば古い期間から順に納付が可能です。ただし、承認を受けた年度の翌年度から起算して、3年度目以降は、当時の保険料に一定の金額が加算されます。
- 保険料の追納には納付書が必要となり、納付書の発行には申し込みが必要です。年金事務所または役場町民課保険年金担当までお問合せください。

問合せ 町民課 保険年金担当 ☎62-2154  
川越年金事務所 ☎049-242-2657

## 川越年金事務所 年金相談業務等の延長のお知らせ

川越年金事務所では、年金相談窓口の時間延長及び第2土曜日を開庁しています。ぜひご利用ください。

- ・19時まで延長・・・4月1日、8日、15日、22日、30日
- ・第2土曜日開庁・・・4月13日  
(土曜日の受付は9時30分から16時までです。)

問合せ 川越年金事務所 ☎049-242-2657

## 4月から国民年金保険料額が変わります

平成25年4月から、国民年金保険料は前年度と比べ60円引き上げられ月額15,040円となります。

平成17年度から保険料基本額の段階的な引き上げが行われているところですが、保険料は一人当たりの賃金の伸び率・物価に応じて改定されます。

年金を支える力と給付のバランスをとるために、皆様のご理解をお願いいたします。

## 国民年金保険料を後払いできる 学生納付特例制度

20歳以上であれば、学生であっても国民年金に加入し、保険料(平成25年度の月額15,040円)を納めることになっています。しかし、経済的に保険料を納めることが難しい場合は、保険料を後払いにできる「学生納付特例」の制度があります。

### 対象となる学生

大学(大学院)、短大、高等学校、専修学校および各種学校(※1)等に在学する20歳以上の学生で、ご本人の前年所得が118万円以下の方です。(※2)

(※1) 各種学校の対象は、学校教育法に規定される各種学校(修業年限は1年以上である課程)となります。また、文部科学大臣が指定した課程の海外大学(日本分校)の学生の方、夜間・定時制課程や通信課程の方も含まれます。

(※2) 所得の目安：118万円+扶養親族等の数×38万円で計算した額以下である場合です。また、平成25年3月1日以降に会社などを退職して学生になった方は前途の所得を超えていても審査が受けられます。

### 申請手続きについて

○手続きに必要なものは、次のとおりです。

1. 学生証または在学証明書(コピー可)
2. 年金手帳(初めて国民年金に加入する方で、加入の届出と一緒に申請するときには不要です)
3. 認印(本人が署名する場合は不要です)
4. 会社などを退職されて学生となった方は次のいずれかを添付する必要があります。
  - 雇用保険被保険者離職票 ●雇用保険受給資格者証 ●雇用保険被保険者資格喪失確認通知書